

民法(債権法)改正

2017年(平成29年)5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されました。民法の契約等に関する最も基本的なルールが定められている「債権法」と呼ばれる部分について、今回の改正では社会経済の変化への対応を図るための改正と、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上でも明確にするための改正を行っています。

総務省のホームページに説明資料が公開されていますが、主な改正点を列挙すると以下の通りになります。今回のエクラ通信は民法(債権法)の改正の一部について取り上げて紹介したいと思います。

1.	保証人の保護に関する改正
2.	約款(定型約款)を用いた取引に関する改正
3.	法定利率に関する改正
4.	消滅時効に関する改正
5.	民法のルールをより分かりやすいものとするための改正

法定利率に関する改正

改正前の法定利率は年5%の固定制でした。しかし、低金利状態が続く昨今の市中金利との乖離が大きいため、新法は変動する市中金利等との平仄を合わせる改正をしました。

①固定制から変動制へ

新法は、変動の見直しを3年毎に行い、その際に基準割合の変動が1%を越えなければ法定利率は変動せず、変動するときは1%刻みとする緩やかな変動制を導入しました。

②年5%から年3%へ

新法施行時の法定利率は年3%と決められました。

消滅時効に関する改正

改正前は債権の消滅時効について10年を原則とし、一方で特定の職業の債権については例外的に時効期間が1年~3年と規定されていました(短期消滅時効)が、新法では消滅時効の期間が一本化されました。

①原則10年から原則5年へ

債権者が「権利を行使することができることを知った時」から5年間行使しないとき、又は債権者が「権利を行使することができる時」から10年間行使しないときは、債権は時効によって消滅することになりました。

②時効の「中断」・「停止」が「更新」・「完成猶予」に改められました。

新法では、時効期間がリセットされる場合を「更新」として明確化されました。

消滅時効と法人税基本通達

法人税法基本通達9-6-3(1)は、一般的に民法の短期消滅時効を援用した規定と考えられています。当該通達がこの民法改正をうけて今後どのように整理されていくのかが注目されます。